インクルーシブ教育支援員

募　集

世田谷区教育委員会

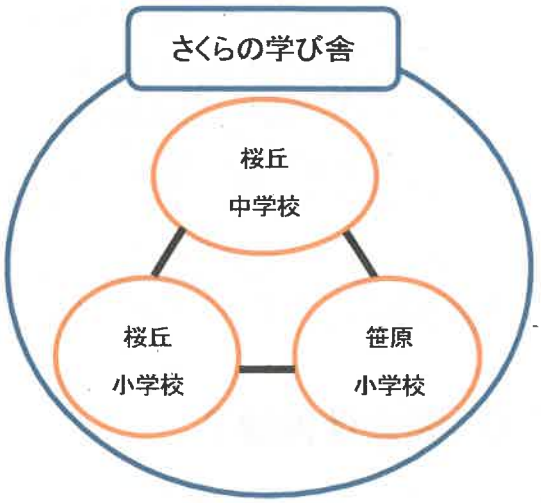
Q. インクルーシブ教育支援員とは？

インクルーシブ教育支援員は、世田谷区教育委員会が任用する会計年度任用職員で、通常の学級に在籍している配慮が必要な児童・生徒に対して、教育活動を支援することが主な活動内容です。具体的には、以下の職務が挙げられます。

（１）学校教育活動及び学校生活上必要な支援
（２）授業時の学習支援
（３）児童・生徒の安全配慮（見守り等）
（４）校外学習時の支援
（５）水泳指導時の支援
（６）宿泊行事等の随行
（７）学校が指導計画・支援計画を作成する際の協力（校内委員会への出席等）
（８）その他、配置先の校長の指示する事項

Q.どこで活動するの？

インクルーシブ教育支援員は、原則として配置された小・中学校で活動していただきます。
なお、学び舎内の小・中学校で活動する場合もあります。
※世田谷区では、近隣の区立小・中学校で右図のような「学び舎」（学舎）を構成し、地域の教育力と特色を活かして教育活動や学校運営を進めています。現在、２９の学び舎（学舎）があります。



Q. 勤務時間は？任用期間は？

○午前８時～午後５時１５分（内、実働７時間４５分。休憩１時間。）
※午前８時１５分～午後５時までの勤務が一般的です。
○任用期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日の１年間です。

裏面あり

Q. その他、勤務条件等をもっと知りたい！

インクルーシブ教育支援員（１）の勤務条件等は以下のとおりです。なお、別紙「令和９年度世田谷区インクルーシブ教育支援員（会計年度任用職員）採用選考実施要領」も併せてご参照ください。

○報　　酬	月額２２７，９３０円（令和８年度現在） 一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給。
○休　　暇	有給休暇　年１４日（任用月により調整する。）
○夏季休暇	年４日（任用月により調整する。） ※その他慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度あり。
○勤務日数	原則として月５日～２０日（月平均１６日・年間１９２日）
○社会保険	健康保険、厚生年金保険、労働保険、介護保険の適用あり。
○雇用保険	雇用保険の適用あり。
○公務災害補償等	公務災害補償等の適用あり。
○通勤手当	月額５５，０００円を上限に実費支給。

Q. インクルーシブ教育支援員になりたい！応募方法は？

「令和９年度世田谷区インクルーシブ教育支援員採用選考申込書兼履歴書（１）」、「課題論文（別紙２）」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票（別紙３）」を以下の問合せ先まで持参、または郵送してください。メール及びファクシミリによる電送等では受付けません。
※持参の場合は、土・日曜、祝日を除く、午前８時３０分から午後５時まで。

【申込期間】
- インクルーシブ教育支援員（１）
 令和８年１１月１日（日）～令和８年１２月３日（木）午後５時(必着)まで
- インクルーシブ教育支援員（２）または（３）
 令和８年１１月１日（日）～令和８年１２月３日（木）午後５時(必着)まで

なお、別紙「令和９年度世田谷区インクルーシブ教育支援員（会計年度任用職員）採用選考実施要領」も併せてご参照ください。

Q. 問合せ先は？

世田谷区教育委員会事務局　教育指導課指導管理係　電話：０３－５４３２－２７０６
〒154-8504　世田谷区世田谷４－２１－２７（世田谷区役所　東棟６階６０３番窓口）